

令和元年度 浜松市児童相談所の相談統計について

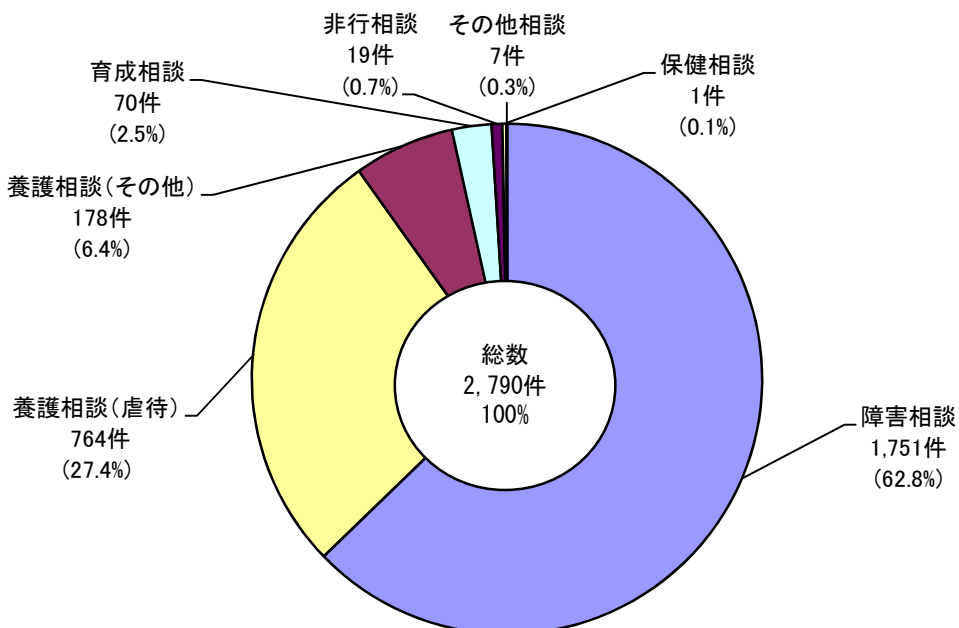
1 相談種類別対応件数

令和元年度の相談対応件数は 2,790 件で、平成 30 年度の 2,534 件と比べ、256 件の増でした。また、種類別にみると、障害相談が 1,751 件(62.8%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が 764 件(27.4%)、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が 178 件(6.4%)でした。

【表 1】 (単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R 元年度	764	178	1	1,751	19	70	7	2,790
H30 年度	575	151	0	1,662	53	84	9	2,534
増 減	189	27	1	89	△34	△14	△2	256

【図 1】 令和元年度相談種類別対応件数



※構成比は合計が 100%にならない場合があります。

2 虐待対応の状況

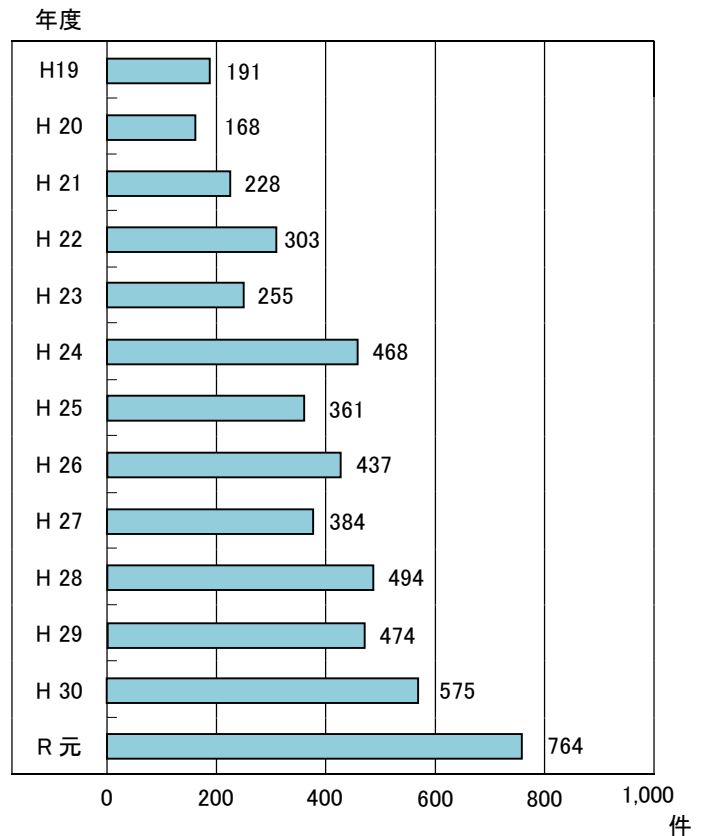
(1) 虐待対応件数の推移

令和元年度の虐待対応件数は764件で、前年度に比べ189件の増でした。
浜松市児童相談所設置以降においては、過去最多となっています。

【表2】 (単位:件)

	全 国	静岡県	浜松市
H19年度	40,639	871	191
H20年度	42,664	872	168
H21年度	44,211	1,107	228
H22年度	56,384	1,383	303
H23年度	59,919	1,435	255
H24年度	66,701	1,641	468
H25年度	73,802	1,725	361
H26年度	88,931	2,132	437
H27年度	103,283	2,205	384
H28年度	122,575	2,496	494
H29年度	133,778	2,368	474
H30年度	159,838	2,911	575
R元年度	集計中	集計中	764

【図2】 児童相談所における虐待対応件数の推移(浜松市)



※ 静岡県には政令市(静岡市、浜松市の件数)を含む。

【虐待対応の通告経路】

【表3】 (単位:件)

	管外児童相談所	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R元年度	65	48	244	17	84	85	177	44	764
H30年度	43	62	159	19	52	58	156	26	575
増減	22	△14	85	△2	32	27	21	18	189

(2) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、心理的虐待が 378 件(49.5%)と多く、次いで身体的虐待が 211 件(27.6%)、ネグレクトが 153 件(20.0%)、性的虐待が 22 件(2.9%)でした。

【表 4】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R 元年度	211 (27.6%)	378 (49.5%)	153 (20.0%)	22 (2.9%)	764 (100.0%)
H30 年度	198 (34.4%)	235 (40.9%)	119 (20.7%)	23 (4.0%)	575 (100.0%)
増 減	13	143	34	△1	189

(3) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 279 件(36.5%)、3 歳から学齢前が 183 件(24.0%)、3 歳未満が 133 件(17.4%)、中学生が 93 件(12.2%)の順でした。

【表 5】

(単位:件)

	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R 元年度	133 (17.4%)	183 (24.0%)	279 (36.5%)	93 (12.2%)	76 (9.9%)	764 (100.0%)
H30 年度	113 (19.7%)	145 (25.2%)	226 (39.3%)	64 (11.1%)	27 (4.7%)	575 (100.0%)
増 減	20	38	53	29	49	189

(4) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 419 件(54.8%)、次いで実父の 284 件(37.2%)でした。

【表 6】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R 元年度	419 (54.8%)	284 (37.2%)	6 (0.8%)	45 (5.9%)	10 (1.3%)	764 (100.0%)
H30 年度	323 (56.2%)	185 (32.2%)	14 (2.4%)	45 (7.8%)	8 (1.4%)	575 (100.0%)
増 減	96	99	△8	0	2	189

(5) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 634 件であり、全体の 83.0%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 109 件(14.3%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	児童 相談所の 継続指導	児童福祉 施設入所 措置	家庭児童 相談室の 継続指導	里親等 委託	その他	計
R 元年度	109 (14.3%)	634 (83.0%)	10 (1.3%)	6 (0.8%)	4 (0.5%)	1 (0.1%)	764 (100.0%)
H30 年度	133 (23.1%)	421 (73.2%)	6 (1.0%)	15 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	575 (100.0%)
増 減	△24	213	4	△9	4	1	189

3 一時保護の状況

一時保護は、保護者の不在、虐待等による緊急保護や行動観察等が必要な場合に行われます。

一時保護所での一時保護は 156 件、延日数 5,393 日で、その内、虐待による件数は 120 件でした。

また、一時保護所以外に里親、児童養護施設、障害児施設などへ一時保護をする一時保護委託は 112 件、延日数 2,106 日で、その内、虐待による件数は 83 件でした。

【表 8】

(単位:件/日)

		虐 待	その他	計	平均
一時保護所	件 数	120	36	156	
	延日数	4,654	739	5,393	34.6
一時保護委託	件 数	83	29	112	
	延日数	1,650	456	2,106	18.8
計	件 数	203	65	268	
	延日数	6,304	1,195	7,499	28.0